

総社市公共下水道排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第40号

総社市公共下水道排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則

総社市公共下水道排水設備指定工事店規則（平成17年総社市規則第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>(変更の届出) 第12条 略 2 条例第6条の8の規定により変更の届出をしようとする者は、変更があった後、直ちに公共下水道排水設備指定工事店変更届出書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1) 前項第1号に掲げる変更の場合には、履歴事項全部証明及び定款の写し並びに条例第6条の3第5号<u>カ</u>に該当しない者であることの誓約書 (2) 略 (3) 前項第3号に掲げる変更の場合には、指定工事店証、住民票の写し、条例第6条の3第4号に該当することを証する書類、同条第5号アからオまでに該当しない者であることの誓約書並びに法人にあっては、履歴事項全部証明及び定款の写し (4)～(7) 略 <u>様式第5号（第3条、第12条関係）</u> (別紙のとおり)</p>	<p>(変更の届出) 第12条 略 2 条例第6条の8の規定により変更の届出をしようとする者は、変更があった後、直ちに公共下水道排水設備指定工事店変更届出書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1) 前項第1号に掲げる変更の場合には、履歴事項全部証明及び定款の写し並びに条例第6条の3第5号<u>オ</u>に該当しない者であることの誓約書 (2) 略 (3) 前項第3号に掲げる変更の場合には、指定工事店証、住民票の写し、条例第6条の3第4号に該当することを証する書類、同条第5号アからエまでに該当しない者であることの誓約書並びに法人にあっては、履歴事項全部証明及び定款の写し (4)～(7) 略 <u>様式第5号（第3条、第12条関係）</u> 略</p>

改正後	改正前

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

## 誓 約 書

年 月 日

総社市長 様

申請者

名 称

営業所所在地

代表者氏名

印

総社市公共下水道排水設備指定工事店の指定の申請（変更）にあたり，総社市公共下水道条例（以下「条例」という。）第6条の3第5号に記載された下記のうち，○印を付けたものについて該当しないことを誓約します。

- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- イ 条例第7条第2号から第7号までの規定により指定を取り消され，その取り消された日から2年を経過していない者
- ウ 責任技術者に係る登録を取り消された日から2年を経過していない者
- エ その業務に関し，不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- カ 法人の役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

### ※ 誓約の内容

- ・指定工事店の指定申請をするとき（総社市公共下水道排水設備指定工事店規則（以下「規則」という。）第3条第2項第9号）・・・・・・・・・・・・・・ ア～カ
- ・指定工事店の組織を変更したとき（規則第12条第2項第1号）・・・・・・・・・・・・ カ
- ・指定工事店の代表者に異動があったとき（規則第12条第2項第3号）・・・・・・ ア～オ
- ・専属する責任技術者に異動があったとき（規則第12条第2項第6号）・・・・・・ イ～エ